

初期唯識説における利他と空性の関係について

千 葉 公 慈

1. はじめに

小論は、筆者が一昨年来追求してきた『瑜伽行派における止観考』と題する拙論¹⁾の続編として、sama-citta の特質について特にそれを抽出して考察するものである。すなわち、唯識説における sama-citta の思想的発展こそが、大乘の菩薩にとって利他行の根拠として機能する一方、教理としての空思想を結びつける最大のキーワードであると受けとめ、その意義の重要性と同時に問題点を提示するために、いわゆる「黄金律としての大慈悲心」という観点からではなく、「利他行は、空性の教義からどのように導き出せるのか」という原理的考察によって、改めて瑜伽行唯識学派にとっての利他の特質を探ろうとするものである。実は先頃、dharma の空性からは、慈悲の教義は決して導き出されないというシュミットハウゼン氏の衝撃的発言があったが²⁾、小論では sama-citta 概念の従来³⁾の考察と平行して、その主張の当否を検討するために、『大乘莊嚴經論』(Mahāyānasūtrālamkāra、以下MSA)等を中心に確認したいと考える。

2. 利他に関する二つの系譜

そのためには、まず初期唯識説における利他の範疇を規定しなければならないという難題に直面するが、近年社会現象として注目されているところのヴァーチャル論議のように、事態はそう単純なものではないことは、ダルマキールティの「他相続の存在証明」にも説かれた通りである³⁾。したがって独我論に陥らない限り、自己の他者に対する利益の働きかけとは、実践倫理が基調となるはずである。そこで考えられる利他の教理上の根拠には、二方面がある。第一に波羅蜜の方面からの「布施行」としての利他であり、第二が戒律の方面からの「十善業」としての利他である。前者の「布施行」の利他であるが、八正道の中には明示されないものの、起源的には当然古く、例えば『長阿含經』の「善生經」の別訳でもある

「尸迦羅越六方禮經 (śīgalovāda sūtra)」一卷⁴⁾ や『中阿含經』の第三十三「善生經⁵⁾」等の思想が挙げられるが⁶⁾、やがて四世紀後半頃に成立したと推定される『瑜伽師地論』の「菩薩地 (大正蔵 30, p.505-a ~ 510-b)」と、その異訳である「菩薩善戒經 (大正蔵 30, p.979-c ~ 982-b)」とおよび「菩薩地持經 (大正蔵 30, p.906-a ~ 910-a)」の「施品」においては、「施」の問題が「自性施」、「一切施」、「難行施」、「一切門施」、「善士施」、「一切種施」、「遂求施」、「此世他世樂施」、「清淨施」の九方面から詳しく説かれ、その中には財施、法施、無畏施が説かれているが、具体的かつ社会的な救済活動には触れることはない。つまり、当初は物質的救済活動の「財施」と並んで、「受戒」を中心とした戒律の思想敷衍が「法施」、「無畏施」という行の形をとりつつ、利他という救済活動の内容として示され、やがて「施」と「戒律」の関係は、より密接なものに発展して初期唯識思想に継承されることになったとも考えられる⁷⁾。

次に第二の系譜として、戒律の方面からの「十善業」としての利他の内容であるが、既に『中阿含經』第三「伽弥尼經⁸⁾」や、『雜阿含經』第三十七⁹⁾等にも示されていた「十善業」に基づく利他の思想は、後の唯識説に大きな影響を与えることになる初期大乘の般若經典群に受け継がれたと推測され¹⁰⁾、続く華嚴の『十地經』を梵本や旧訳、新訳の『大華嚴經』の「十地品」などと比較しながら検討してみると、『十地經』の第二「離垢地¹¹⁾」において、「大乘戒」に触れ、同じく「十善業」を説いているのが見られるが¹²⁾、そこでは利他の行為には自己の精神的安定が伴うという形で、精神の浄化が強調されている¹³⁾。

その傾向を継承して、顕著に示されているのは、MSA の「度摂品 (Pāramitā-pariccheda)」における「三聚淨戒」の規定である。そこでは、同品第 37 偈にて「三聚淨戒」のそれぞれのテーマが示され、続く第 44 偈から第 47 偈にかけて「利他」による清浄なる功德の内容が明らかにされているが、いずれも「布施行」を内容とする「持戒行」によって、自己と他者の精神安定をはかり、その結果として自他の平等心という *tādātmya* 論的な基盤が獲得されると説示されている¹⁴⁾。例えば「不顧、及平等、無畏、亦普施、悲極有何因、惱他而妄語、…二者平等、他身與自、得等心故 (大正 31, p.631-b; ibid, p.410, 11.7-12)」と説かれるように、*mṛṣā-vāda* (虚偽の言葉) から離れることを主題として、まず菩薩以外の衆生が何故妄語をなすのか、その四種の原因を挙げて、順次説明する個所があるが、いずれも *sama-citta* が、甲と乙の *citta* は *sama* であるから (=甲と乙は X であるから) ではなく、甲と乙において *sama-citta* があるから (=甲と乙には X があるから) という観点から述

べられており、「自利」・「利他」は、場所的基盤の獲得と解釈される。従って「三聚浄戒」の内容は、「三性説」・「三無性説」と深く結びつけて検討しなければならず、「三聚浄戒」の中で「布施」の実践が採り上げられていくことによって、心の浄化のプロセスそのものが「利他」として認められ社会的救済活動を含むひろい範疇の利他行は、sama-citta¹⁵⁾の獲得へと展開されるのである¹⁶⁾。

3. 「大我見」と「利他行」

それではMSAにおける「利他」の根拠が、唯識派の主張する空性理解のみに基づくこと、即ち「大我見」というある種の我見によって初めて導き出せるものであるという説明を「教誡教授品」の第37偈から第41偈までの箇所ですべて実際に眺めてみたい。

世間はただ諸行に過ぎず、無我であって、苦の増大する所に過ぎない、と智慧を以って理解し、無益な我見を断じ、勝れた利益のある大我見に依止する (K. 37)。ここに我見無くして我見あり、苦なくともしかも非常に苦しみ、あたかも自己に対して自己の利益になることを行う場合のように、すべて [の衆生] に対して利益を為しつつ、しかもその返報を求めず、その心は最高の解脱によって解脱しつつ、しかも堅牢で長い結縛によって結縛されて苦の果てることを見ず、[その苦を滅する為に] ひたすら専念努力する。(中略) [これは菩薩にとって] 衆生と自己とに関して平等であるから、希有ではない。(小谷訳)

(S. Lévi ed, p.95, ll.13-22)

この偈に関する世親の長行によれば、勝れた利益ある大我見とは、一切の衆生である他者に対して自己と平等であるという見解を獲得するための我見であると認めた上で、他者における利益の原因と規定している。そして他者の利益である限り、外教の我見とは一線を画した我見として区別する。それでは外教の我見とどのような点で区別されるべきかを安慧の復釈によって確認したい。

初地に達する時、自他の平等なることを知る見解を獲得するが故に、「大[我]見」と言う。このように [自他を平等と] 見ることによって、無限の衆生を利益するから、「大[我]見」と言うのである。つまりその時に、このような [自他平等の] 見解に住するから、「大我見に依止する」のであり、それは世間では極めて稀有なことなのである、と言う意味である。(中略) それでは何故「我見 [あり]」と言われるのか、と言えば、自己が即ち衆生でもある、というように自己と衆生とを平等に見るが故に、「我見 [がある]」とも言われるのである。(中略) 即ち、自己と他者に関して平等心 (same-citta:X) を体得していない人々において、もし上記のようなことが生ずるならば、稀有なことである。しかし、自分を慈しみ幸福になるために努力している場合には、稀有なことではない。それと同様に、

この場合においても、菩薩が自己と他者に対して平等心 (X) を獲得し、一切の衆生は即ち自己であると理解するならば、一切の衆生に対して利益を為し、その幸福を願うことがどうして希有なことであろうか。(Der, ed. No.4034, 275b-5～77b-5)

こうして MSA の「教誡教授品」による限り、「利他」は教義上、偉大性 (mahātmya) と希有 (mahāścarya) とを特質とする「大我見 (mahātmadrṣṭi)」こそを根拠とすることの明確なる規定が知られる。

4. むすびに

以上、概略的に利他と空性の関係を眺めたに過ぎず、結論には至らない。しかしながら或る一つの利他への流れとして、「空性→平等心→大我見（同一性原理）→利他」というプロセスが示されていると言えるのではなかろうか。それは「空性→縁起説→信因果（倫理の根拠）→利他」という流れが対比して考えられるべきであろうが、筆者の予断を差し挟むことのないように、前節での MSA の「教誡教授品」の箇所に続く以下の部分を引用して、小論の結びとしたい。

自己が即ち一切衆生であり、一切の衆生が即ち自己であるというように、衆生と自己とを区別なく平等に見ることが「大 [我] 見」であり、「勝れた [自己と他者の] 利益と安樂をもたらす因となるから、勝れた利益あるものと言われる¹⁷⁾。(ibid, Der, ed. 278a-2～3)

※紙幅の都合上、註省略。

〈キーワード〉 利他, 空性, sama-citta

(駒沢女子短期大学非常勤講師)